

(医療保険)  
重要事項説明書  
契約書

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業

訪問看護 しずく

重要事項説明書



The ie 合同会社が設置する訪問看護ステーション 訪問看護 しずく （以下「事業所」という。）は、利用者に対して、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業（以下「サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項をご説明します。

## 1. 事業者の概要

- (1) 法人名 The ie 合同会社
- (2) 所在地 香川県丸亀市新田町 7 7 番地 17
- (3) T E L 090-5716-9967
- (4) 代表者 津波 海
- (5) 設立年月日 令和 6 年 1 月 16 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 訪問看護 しずく
- (2) 所 在 地 香川県さぬき市造田是弘 770 番地 8 ヴィラナリー長尾 2 号棟 201
- (3) T E L 0879-49-5010 F A X 0879-49-5011
- (4) 管 理 者 川島 友生
- (5) 事業所番号 3760690143

## 3. 運営方針

- 1 事業においては、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定訪問看護等の提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## 4. 事業の運営

- (1) サービスの提供にあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき適切な訪問看護の提供を行います。
- (2) サービスの提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。

## 5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 24時間
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 6. 通常のサービスの実施地域

通常のサービスの実施地域は、さぬき市全域、三木町、高松市(一部地域)、東かがわ市、丸亀市(島しょ部除く。)の区域とする。

## 7. 事業所の職員体制

|      | 常勤 | 非常勤 | 備考       |
|------|----|-----|----------|
| 管理者  | 1名 |     | 看護職員を兼ねる |
| 看護職員 | 2名 | 1名  |          |

- (1) 管理者：1名  
従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行います。
- (2) 看護師：3名以上  
事業所の利用申込に係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護を行います。

## 8. サービスの内容

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- (4) じょく瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

### (1) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためにやむを得ない場合を除く)
- 6 その他の利用者又は家族などに対して行う宗教、政治、営利活動、その他迷惑行為

## 9. 個別サービス計画等

- (1) 当ステーションは利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。「訪問看護計画書」は原則として月1回又は計画内容の変更時に主治医へ提出します。
- (2) 当ステーションは利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合でその変更が指示書の範囲内で可能な時は、速やかに「訪問看護計画書」変更の対応を行い、関係事業者への連絡調整等の援助を行います。

## 10. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、「訪問看護記録」等に必要事項を記入し、一定期間ごとにサービス提供の状況、目標達成の状況等について「訪問看護報告書」等の記録を作成し主治医に提出します。
- (2) 当ステーションは、「訪問看護に係る記録書」を作成した5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 11. 利用料及びその他の費用の額

- (1) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成により、サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることとします。
- (2) サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合にて計算し支払っていただきます。

なお、医療保険の場合は、診療報酬の額によります。

### ※介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり

末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症 度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。多系統萎縮症（線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾ

ーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

- (3) その他、処置に要した備品に係る費用については、実費を徴収します。
- (4) 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載し 領収書を交付します。
- (5) サービスの提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印をしていただきます。
- (6) 費用を変更する場合には、予め前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印をしていただきます。

## 利用料金 医療保険

| 基本療養費 項目                      |                |                                |           | 利用<br>料金 | 利用者負担額 |        |        |
|-------------------------------|----------------|--------------------------------|-----------|----------|--------|--------|--------|
|                               |                |                                |           |          | 1 割    | 2 割    | 3 割    |
| 訪問看護基本療養<br>費 I<br>(1 日につき)   | 看護師 週 3 日まで    |                                |           | ¥5,550   | ¥555   | ¥1,110 | ¥1,665 |
|                               | 看護師 週 4 日以降    |                                |           | ¥6,550   | ¥655   | ¥1,310 | ¥1,965 |
|                               | 理学療法士等 週 3 日まで |                                |           | ¥5,550   | ¥555   | ¥1,110 | ¥1,665 |
|                               | 理学療法士等 週 4 日以降 |                                |           | ¥5,550   | ¥555   | ¥1,110 | ¥1,665 |
|                               | 准看護師 週 3 日まで   |                                |           | ¥5,050   | ¥505   | ¥1,010 | ¥1,515 |
|                               | 准看護師 週 4 日以降   |                                |           | ¥6,050   | ¥605   | ¥1,210 | ¥1,815 |
| 専門研修を受けた<br>看護師との同行訪<br>問     | 1 ヶ月につき        |                                |           | ¥12,850  | ¥1,285 | ¥2,570 | ¥3,855 |
| 訪問看護基本療養<br>費 II (1 日につ<br>き) | 看護師<br>等       | 同一建物、同一<br>日 2 人               | 週 3 日目まで  | ¥5,550   | ¥555   | ¥1,110 | ¥1,665 |
|                               |                |                                | 週 4 日目以降  | ¥6,550   | ¥655   | ¥1,310 | ¥1,965 |
|                               |                | 同一建物、同一<br>日 3 人以上 9 人<br>以下   | 週 3 日目まで  | ¥2,780   | ¥278   | ¥556   | ¥834   |
|                               |                |                                | 週 4 日目以降  | ¥3,280   | ¥328   | ¥656   | ¥984   |
|                               |                | 同一建物、同一<br>日 10 人以上 19 人<br>以下 | 月 20 日目まで | ¥2,760   | ¥276   | ¥552   | ¥828   |
|                               |                |                                | 月 21 日目まで | ¥2,660   | ¥266   | ¥532   | ¥798   |
|                               |                | 同一建物、同一<br>日 20 人以上 49 人<br>以下 | 月 20 日目まで | ¥2,710   | ¥271   | ¥542   | ¥813   |
|                               |                |                                | 月 21 日目まで | ¥2,610   | ¥261   | ¥522   | ¥783   |

|                |                                                                |                            |         |        |         |        |        |        |
|----------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|
|                |                                                                | 同一建物、同一<br>日50人以上          | 月20日目まで | ¥2,610 | ¥261    | ¥522   | ¥783   |        |
|                |                                                                |                            | 月21日目まで | ¥2,510 | ¥251    | ¥502   | ¥753   |        |
|                | 准看護<br>師                                                       | 同一建物、同一<br>日2人             | 週3日目まで  | ¥5,050 | ¥505    | ¥1,010 | ¥1,515 |        |
|                |                                                                |                            | 週4日目以降  | ¥6,050 | ¥605    | ¥1,210 | ¥1,815 |        |
|                |                                                                | 同一建物、同一<br>日3人以上9人以下       | 週3日目まで  | ¥2,530 | ¥253    | ¥506   | ¥759   |        |
|                |                                                                |                            | 週4日目以降  | ¥3,030 | ¥303    | ¥606   | ¥909   |        |
|                |                                                                | 同一建物、同一<br>日10人以上19人<br>以下 | 月20日目まで | ¥2,520 | ¥252    | ¥504   | ¥756   |        |
|                |                                                                |                            | 月21日目まで | ¥2,420 | ¥242    | ¥484   | ¥726   |        |
|                |                                                                | 同一建物、同一<br>日20人以上49人<br>以下 | 月20日目まで | ¥2,470 | ¥247    | ¥494   | ¥741   |        |
|                |                                                                |                            | 月21日目まで | ¥2,370 | ¥237    | ¥474   | ¥711   |        |
|                |                                                                | 同一建物、同一<br>日50人以上          | 月20日目まで | ¥2,370 | ¥237    | ¥474   | ¥711   |        |
|                |                                                                |                            | 月21日目まで | ¥2,270 | ¥227    | ¥454   | ¥681   |        |
|                | 緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケア<br>の専門研修を受けた看護師による訪問                     |                            |         |        | ¥12,850 | ¥1,285 | ¥2,570 | ¥3,855 |
|                | 理学療<br>法士等                                                     | 同一建物、同一日2人                 |         | ¥5,550 | ¥555    | ¥1,110 | ¥1,665 |        |
|                |                                                                | 同一建物、同一日3人以上9人以下           |         | ¥2,780 | ¥278    | ¥556   | ¥834   |        |
|                |                                                                | 同一建物、同一<br>日10人以上19人<br>以下 | 月20日目まで | ¥2,760 | ¥276    | ¥552   | ¥828   |        |
|                |                                                                |                            | 月21日目まで | ¥2,660 | ¥266    | ¥532   | ¥798   |        |
|                |                                                                | 同一建物、同一<br>日20人以上49人<br>以下 | 月20日目まで | ¥2,710 | ¥271    | ¥542   | ¥813   |        |
|                |                                                                |                            | 月21日目まで | ¥2,610 | ¥261    | ¥522   | ¥783   |        |
|                |                                                                | 同一建物、同一<br>日50人以上          | 月20日目まで | ¥2,610 | ¥261    | ¥522   | ¥783   |        |
| 月21日目まで        |                                                                |                            | ¥2,510  | ¥251   | ¥502    | ¥753   |        |        |
| 訪問看護基本療養<br>費Ⅲ | 指定訪問看護を受けようとする者（入院中<br>のものに限る）であり一時的に外泊をして<br>いる者（厚生労働大臣が定める者） |                            |         | ¥8,500 | ¥850    | ¥1,700 | ¥2,550 |        |
| 包括型訪問看護療<br>養費 | 単一建物居住者が20人未<br>満の場合                                           | 30分以上<br>60分未満             | ¥7,010  | ¥701   | ¥1,402  | ¥2,103 |        |        |
|                |                                                                | 60分以上<br>90分未満             | ¥11,010 | ¥1,101 | ¥2,202  | ¥3,303 |        |        |
|                |                                                                | 90分以上                      | ¥14,010 | ¥1,401 | ¥2,802  | ¥4,203 |        |        |
|                |                                                                | 90分以上※1                    | ¥15,510 | ¥1,551 | ¥3,102  | ¥4,653 |        |        |
|                | 単一建物居住者が20人以<br>上50人未満の場合                                      | 30分以上<br>60分未満             | ¥6,310  | ¥631   | ¥1,262  | ¥1,893 |        |        |

|  |                   |                  |          |         |         |         |
|--|-------------------|------------------|----------|---------|---------|---------|
|  |                   | 60 分以上<br>90 分未満 | ¥9, 910  | ¥991    | ¥1, 982 | ¥2, 973 |
|  |                   | 90 分以上           | ¥13, 730 | ¥1, 373 | ¥2, 746 | ¥4, 119 |
|  |                   | 90 分以上※ 1        | ¥15, 200 | ¥1, 520 | ¥3, 040 | ¥4, 560 |
|  | 単一建物居住者が 50人以上の場合 | 30 分以上<br>60 分未満 | ¥5, 960  | ¥596    | ¥1, 192 | ¥1, 788 |
|  |                   | 60 分以上<br>90 分未満 | ¥9, 360  | ¥936    | ¥1, 872 | ¥2, 808 |
|  |                   | 90 分以上           | ¥13, 450 | ¥1, 345 | ¥2, 690 | ¥4, 035 |
|  |                   | 90 分以上※ 1        | ¥14, 890 | ¥1, 489 | ¥2, 978 | ¥4, 467 |
|  |                   |                  |          |         |         |         |

※ 1 別に厚生労働大臣が定める場合に限る。

#### 基本療養費に追加される加算

| 訪問看護基本療養費の加算   |            |                        |         | 利用<br>料金 | 1 割  | 2 割     | 3 割     |
|----------------|------------|------------------------|---------|----------|------|---------|---------|
| 難病等複数回訪問<br>加算 | 1日2回       | 同一建物 2人以下              |         | ¥4, 500  | ¥450 | ¥900    | ¥1, 350 |
|                |            | 同一建物 3人以上<br>9人以下      |         | ¥4, 000  | ¥400 | ¥800    | ¥1, 200 |
|                |            | 同一建物 10人以上<br>19人以下    |         | ¥3, 700  | ¥370 | ¥740    | ¥1, 110 |
|                |            | 同一建物 20人以上<br>49人以下    |         | ¥3, 500  | ¥350 | ¥700    | ¥1, 050 |
|                |            | 同一建物 50人以上             |         | ¥3, 300  | ¥330 | ¥660    | ¥990    |
|                | 1日3回<br>以上 | 同一建物 2人以下              |         | ¥8, 000  | ¥800 | ¥1, 600 | ¥2, 400 |
|                |            | 同一建物<br>3人以上<br>9人以下   | 月20日目まで | ¥7, 200  | ¥720 | ¥1, 440 | ¥2, 160 |
|                |            |                        | 月21日目以降 | ¥6, 900  | ¥690 | ¥1, 380 | ¥2, 070 |
|                |            | 同一建物<br>10人以上<br>19人以下 | 月20日目まで | ¥6, 300  | ¥630 | ¥1, 260 | ¥1, 890 |
|                |            |                        | 月21日目以降 | ¥5, 200  | ¥520 | ¥1, 040 | ¥1, 650 |
|                |            | 同一建物<br>20人以上          | 月20日目まで | ¥4, 800  | ¥480 | ¥960    | ¥1, 440 |

|                     |                     |               |         |             |        |        |        |
|---------------------|---------------------|---------------|---------|-------------|--------|--------|--------|
|                     |                     | 49人以下         | 月21日目以降 | ¥3,500      | ¥350   | ¥700   | ¥1,050 |
|                     |                     | 同一建物<br>50人以上 | 月20日目まで | ¥4,100      | ¥410   | ¥820   | ¥1,230 |
|                     |                     |               | 月21日目以降 | ¥3,000      | ¥300   | ¥600   | ¥900   |
| 特別地域訪問看護加算          |                     |               |         | 所定額の 50/100 |        |        |        |
| 長時間訪問看護加算           |                     |               |         | ¥5,200      | ¥520   | ¥1,040 | ¥1,560 |
| 夜間早朝訪問看護<br>加算      | 同一建物 2人以下           |               |         | ¥2,100      | ¥210   | ¥420   | ¥630   |
|                     | 同一建物 3人以上<br>9人以下   | 月15日目まで       | ¥2,100  | ¥210        | ¥420   | ¥630   |        |
|                     |                     | 月16日目以降       | ¥1,900  | ¥190        | ¥380   | ¥570   |        |
|                     | 同一建物 10人以上<br>19人以下 | 月15日目まで       | ¥1,800  | ¥180        | ¥360   | ¥540   |        |
|                     |                     | 月16日目以降       | ¥1,300  | ¥130        | ¥260   | ¥390   |        |
|                     | 同一建物 20人以上<br>49人以下 | 月15日目まで       | ¥1,200  | ¥120        | ¥240   | ¥360   |        |
|                     |                     | 月16日目以降       | ¥950    | ¥95         | ¥190   | ¥285   |        |
|                     | 同一建物 50人以上          | 月15日目まで       | ¥1,000  | ¥100        | ¥200   | ¥300   |        |
|                     |                     | 月16日目以降       | ¥800    | ¥80         | ¥160   | ¥240   |        |
|                     | 深夜訪問看護加算            | 同一建物 2人以下     |         |             | ¥4,200 | ¥420   | ¥840   |
| 同一建物 3人以上<br>9人以下   |                     | 月15日目まで       | ¥4,200  | ¥420        | ¥840   | ¥1,260 |        |
|                     |                     | 月16日目以降       | ¥4,000  | ¥400        | ¥800   | ¥1,200 |        |
| 同一建物 10人以上<br>19人以下 |                     | 月15日目まで       | ¥3,900  | ¥390        | ¥780   | ¥1,170 |        |
|                     |                     | 月16日目以降       | ¥2,300  | ¥230        | ¥460   | ¥690   |        |
| 同一建物 20人以上<br>49人以下 |                     | 月15日目まで       | ¥2,100  | ¥210        | ¥420   | ¥630   |        |
|                     |                     | 月16日目以降       | ¥1,500  | ¥150        | ¥300   | ¥450   |        |

|  |            |         |        |      |      |      |
|--|------------|---------|--------|------|------|------|
|  | 同一建物 50人以上 | 月15日目まで | ¥1,800 | ¥180 | ¥360 | ¥540 |
|  |            | 月16日目以降 | ¥1,300 | ¥130 | ¥260 | ¥390 |

| 訪問看護基本療養費の加算  |                                  |                                   | 利用料金                | 1 割     | 2 割       | 3 割     |         |
|---------------|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------|---------|-----------|---------|---------|
| 緊急訪問看護加算      |                                  |                                   | 月14日目まで             | ¥2, 650 | ¥265      | ¥530    | ¥795    |
|               |                                  |                                   | 月15日目以降             | ¥2, 000 | ¥200      | ¥400    | ¥600    |
| 乳幼児加算（6 歳未満）  |                                  |                                   | 厚生労働大臣が定める者         | ¥1, 800 | ¥180      | ¥360    | ¥540    |
|               |                                  |                                   | 上記以外の場合             | ¥1, 400 | ¥140      | ¥280    | ¥420    |
| 複数名訪問看護<br>加算 | 看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行 |                                   | 同一建物 2人以下           | ¥4, 500 | ¥450      | ¥900    | ¥1, 350 |
|               |                                  |                                   | 同一建物<br>3人以上 9人以下   | ¥4, 000 | ¥400      | ¥800    | ¥1, 200 |
|               |                                  |                                   | 同一建物<br>10人以上 19人以下 | ¥3, 400 | ¥340      | ¥680    | ¥1, 020 |
|               |                                  |                                   | 同一建物<br>20人以上 49人以下 | ¥3, 000 | ¥300      | ¥600    | ¥900    |
|               |                                  |                                   | 同一建物 50人以上          | ¥2, 700 | ¥270      | ¥540    | ¥810    |
|               |                                  |                                   | 准看護師と同行             |         | 同一建物 2人以下 | ¥3, 800 | ¥380    |
|               | 同一建物<br>3人以上 9人以下                | ¥3, 400                           |                     |         | ¥340      | ¥680    | ¥1, 020 |
|               | 同一建物<br>10人以上 19人以下              | ¥2, 800                           |                     |         | ¥280      | ¥560    | ¥840    |
|               | 同一建物<br>20人以上 49人以下              | ¥2, 500                           |                     |         | ¥250      | ¥500    | ¥750    |
|               | 同一建物 50人以上                       | ¥2, 200                           |                     |         | ¥220      | ¥440    | ¥660    |
|               | その他職員と同行<br>（下記以外）               |                                   | 同一建物 2人以下           | ¥3, 000 | ¥300      | ¥600    | ¥900    |
|               |                                  |                                   | 同一建物<br>3人以上 9人以下   | ¥2, 700 | ¥270      | ¥540    | ¥810    |
|               |                                  |                                   | 同一建物<br>10人以上 19人以下 | ¥2, 100 | ¥210      | ¥420    | ¥630    |
|               |                                  |                                   | 同一建物<br>20人以上 49人以下 | ¥1, 900 | ¥190      | ¥380    | ¥570    |
|               |                                  |                                   | 同一建物 50人以上          | ¥1, 600 | ¥160      | ¥320    | ¥480    |
|               | 員<br>と<br>同<br>行                 | そ<br>の<br>他<br>職<br>員<br><br>1日1回 | 同一建物 2人以下           | ¥3, 000 | ¥300      | ¥600    | ¥900    |
|               |                                  |                                   | 同一建物<br>3人以上 9人以下   | ¥2, 700 | ¥270      | ¥540    | ¥810    |

|  |  |        |                      |         |        |        |        |
|--|--|--------|----------------------|---------|--------|--------|--------|
|  |  |        | 同一建物<br>10人以上 19人以下  | ¥2,100  | ¥210   | ¥420   | ¥630   |
|  |  |        | 同一建物<br>20人以上 49人以下  | ¥1,900  | ¥190   | ¥380   | ¥570   |
|  |  |        | 同一建物 50人以上           | ¥1,600  | ¥160   | ¥320   | ¥480   |
|  |  | 1日2回   | 同一建物 2人以下            | ¥6,000  | ¥600   | ¥1,200 | ¥1,800 |
|  |  |        | 同一建物<br>3人以上 9人以下    | ¥5,400  | ¥540   | ¥1,080 | ¥1,620 |
|  |  |        | 同一建物<br>10人以上 19人以下  | ¥3,800  | ¥380   | ¥760   | ¥1,140 |
|  |  |        | 同一建物<br>20人以上 49人以下  | ¥3,450  | ¥345   | ¥690   | ¥1,035 |
|  |  |        | 同一建物 50人以上           | ¥3,300  | ¥330   | ¥660   | ¥990   |
|  |  | 1日3回以上 | 同一建物 2人以下            | ¥10,000 | ¥1,000 | ¥2,000 | ¥3,000 |
|  |  |        | 同一建物<br>3人以上 9人以下    | ¥9,000  | ¥900   | ¥1,800 | ¥2,700 |
|  |  |        | 同一建物 10人以上 19<br>人以下 | ¥5,500  | ¥550   | ¥1,100 | ¥1,650 |
|  |  |        | 同一建物<br>20人以上 49人以下  | ¥4,800  | ¥480   | ¥960   | ¥1,440 |
|  |  |        | 同一建物 50人以上           | ¥4,500  | ¥450   | ¥900   | ¥1,350 |

訪問看護管理療養費

| 訪問看護管理療養費                |                            |                           | 利用料金    | 1割     | 2割     | 3割     |
|--------------------------|----------------------------|---------------------------|---------|--------|--------|--------|
| 月の初日の訪問の場合<br>(1月につき)    | 機能強化型訪問看護管理療養費 1           |                           | ¥13,760 | ¥1,376 | ¥2,752 | ¥4,128 |
|                          | 機能強化型訪問看護管理療養費 2           |                           | ¥10,460 | ¥1,046 | ¥2,092 | ¥3,138 |
|                          | 機能強化型訪問看護管理療養費 3           |                           | ¥9,030  | ¥903   | ¥1,806 | ¥2,709 |
|                          | 機能強化型訪問看護管理療養費 4           |                           | ¥9,030  | ¥903   | ¥1,806 | ¥2,709 |
|                          | 1 から 4 まで以外の場合             |                           | ¥7,710  | ¥771   | ¥1,542 | ¥2,313 |
| 月の2日目以降の訪問の場合<br>(1日につき) | 単一建物居住者が 20人未満             |                           | ¥3,010  | ¥301   | ¥602   | ¥903   |
|                          | 単一建物居住者が<br>20人以上<br>49人以下 | 1月当たり訪問日数が 15日以下の場合       | ¥2,510  | ¥251   | ¥502   | ¥753   |
|                          |                            | 1月当たり訪問日数が 16日以上 24日以下の場合 | ¥2,310  | ¥231   | ¥462   | ¥693   |
|                          |                            | 1月当たり訪問日数が 25日以上の場合       | ¥2,210  | ¥221   | ¥442   | ¥663   |
|                          | 単一建物居住者が<br>50人以上          | 1月当たり訪問日数が 15日以下の場合       | ¥2,410  | ¥241   | ¥482   | ¥723   |
|                          |                            | 1月当たり訪問日数が 16日以上 24日以下の場合 | ¥2,210  | ¥221   | ¥442   | ¥663   |
|                          |                            | 1月当たり訪問日数が 25日以上の場合       | ¥2,010  | ¥201   | ¥402   | ¥603   |

|                     |                                                  |         |        |        |        |
|---------------------|--------------------------------------------------|---------|--------|--------|--------|
| 24 時間対応体制加算         | 看護業務の負担軽減の取組を行っている場                              | ¥6,800  | ¥680   | ¥1,360 | ¥2,040 |
|                     | 上記以外の場合                                          | ¥6,520  | ¥652   | ¥1,304 | ¥1,956 |
| 特別管理加算              | 重症度等の高い利用者の場合                                    | ¥5,000  | ¥500   | ¥1,000 | ¥1,500 |
|                     | 上記以外の場合                                          | ¥2,500  | ¥250   | ¥500   | ¥750   |
| 退院時共同指導加算           |                                                  | ¥8,000  | ¥800   | ¥1,600 | ¥2,400 |
| 特別管理指導加算            |                                                  | ¥2,000  | ¥200   | ¥400   | ¥600   |
| 退院支援指導加算            | 厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合                              | ¥8,400  | ¥840   | ¥1,680 | ¥2,520 |
|                     | 上記以外の場合                                          | ¥6,000  | ¥600   | ¥1,200 | ¥1,800 |
| 在宅患者連携指導加算          |                                                  | ¥3,000  | ¥300   | ¥600   | ¥900   |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算   |                                                  | ¥2,000  | ¥200   | ¥400   | ¥600   |
| 精神科重症患者支援<br>管理連携加算 | 精神科在宅患者支援管理料 2 のイの利用者                            | ¥8,400  | ¥840   | ¥1,680 | ¥2,520 |
|                     | 精神科在宅患者支援管理料 2 のロの利用者                            | ¥5,800  | ¥580   | ¥1,160 | ¥1,740 |
| 看護・介護職員連携強化加算       |                                                  | ¥2,500  | ¥250   | ¥500   | ¥750   |
| 専門管理加算              | 緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 | ¥2,500  | ¥250   | ¥500   | ¥750   |
|                     | 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合                      | ¥2,500  | ¥250   | ¥500   | ¥750   |
| 訪問看護医療 DX 情報活用加算    |                                                  | ¥50     | ¥5     | ¥10    | ¥15    |
| 訪問看護医療情報連携加算        |                                                  | ¥1,000  | ¥100   | ¥200   | ¥300   |
| 訪問看護情報提供療養費         | 訪問看護情報提供療養費 1                                    | ¥1,500  | ¥150   | ¥300   | ¥450   |
|                     | 訪問看護情報提供療養費 2                                    | ¥1,500  | ¥150   | ¥300   | ¥450   |
|                     | 訪問看護情報提供療養費 3                                    | ¥1,500  | ¥150   | ¥300   | ¥450   |
| 訪問看護ターミナルケア療養費      | 訪問看護ターミナルケア療養費 1                                 | ¥25,000 | ¥2,500 | ¥5,000 | ¥7,500 |
|                     | 訪問看護ターミナルケア療養費 2                                 | ¥10,000 | ¥1,000 | ¥2,000 | ¥3,000 |
|                     | 遠隔死亡診断補助加算                                       | ¥1,500  | ¥150   | ¥300   | ¥450   |
| 訪問看護遠隔診療補助料         |                                                  | ¥2,650  | ¥265   | ¥530   | ¥795   |
| 訪問看護物価対策料 1         | 月の初日の場合                                          | ¥60     | ¥6     | ¥12    | ¥18    |
|                     | 月の二日目以降の訪問の場合                                    | ¥20     | ¥2     | ¥4     | ¥6     |
| 訪問看護物価対策料 2         |                                                  | ¥20     | ¥2     | ¥4     | ¥6     |

※退院支援指導加算は、長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあつては、1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合に限る

精神科訪問看護基本療養費

| 精神科訪問看護基本療養費                |                      |                    |            | 利用料金    | 1 割    | 2 割    | 3 割    |        |        |
|-----------------------------|----------------------|--------------------|------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 精神科<br>訪問看護<br>基本療養費<br>（Ⅰ） | 看護師、保健師、<br>作業療法士の場合 |                    | 週 3日目まで    | 30 分以上  | ¥5,550 | ¥555   | ¥1,110 | ¥1,665 |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥4,250 | ¥425   | ¥850   | ¥1,275 |        |
|                             |                      |                    | 週 4日目以降    | 30 分以上  | ¥6,550 | ¥655   | ¥1,310 | ¥1,965 |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥5,100 | ¥510   | ¥1,020 | ¥1,530 |        |
|                             | 准看護師の場合              |                    | 週 3日目まで    | 30 分以上  | ¥5,050 | ¥505   | ¥1,010 | ¥1,515 |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥3,870 | ¥387   | ¥774   | ¥1,161 |        |
|                             |                      |                    | 週 4日目以降    | 30 分以上  | ¥6,050 | ¥605   | ¥1,210 | ¥1,815 |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥4,720 | ¥472   | ¥944   | ¥1,416 |        |
| 精神科<br>訪問看護基本療養費<br>（Ⅲ）     | 看護師、保健師、<br>作業療法士の場合 | 同一建物、同一日2人         | 週 3日目まで    | 30 分以上  | ¥5,550 | ¥555   | ¥1,110 | ¥1,665 |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥4,250 | ¥425   | ¥850   | ¥1,275 |        |
|                             |                      |                    | 週 4日目以降    | 30 分以上  | ¥6,550 | ¥655   | ¥1,310 | ¥1,965 |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥5,100 | ¥510   | ¥1,020 | ¥1,530 |        |
|                             |                      | 同一建物、同一日3人以上9人以下   | 週 3日目まで    | 30 分以上  | ¥2,780 | ¥278   | ¥556   | ¥834   |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥2,130 | ¥213   | ¥426   | ¥639   |        |
|                             |                      |                    | 週 4日目以降    | 30 分以上  | ¥3,280 | ¥328   | ¥656   | ¥984   |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥2,550 | ¥255   | ¥510   | ¥765   |        |
|                             |                      | 同一建物、同一日10人以上19人以下 | 月20日目まで    | 30 分以上  | ¥2,760 | ¥276   | ¥552   | ¥828   |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥2,110 | ¥211   | ¥422   | ¥633   |        |
|                             |                      |                    | 月21日目以降    | 30 分以上  | ¥2,660 | ¥266   | ¥532   | ¥798   |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥2,010 | ¥201   | ¥402   | ¥603   |        |
|                             |                      | 同一建物、同一日20人以上49人以下 | 月20日目まで    | 30 分以上  | ¥2,710 | ¥271   | ¥542   | ¥813   |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥2,070 | ¥207   | ¥414   | ¥621   |        |
|                             |                      |                    | 月21日目以降    | 30 分以上  | ¥2,610 | ¥261   | ¥522   | ¥783   |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥1,970 | ¥197   | ¥394   | ¥591   |        |
|                             |                      | 同一建物、同一日50人以上      | 月20日目まで    | 30 分以上  | ¥2,610 | ¥261   | ¥522   | ¥783   |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥1,990 | ¥199   | ¥398   | ¥597   |        |
|                             |                      |                    | 月21日目以降    | 30 分以上  | ¥2,510 | ¥251   | ¥502   | ¥753   |        |
|                             |                      |                    |            | 30 分未満  | ¥1,890 | ¥189   | ¥378   | ¥567   |        |
|                             |                      | 准看護師の場合            | 同一建物、同一日2人 | 週 3日目まで | 30 分以上 | ¥5,050 | ¥505   | ¥1,010 | ¥1,515 |
|                             |                      |                    |            |         | 30 分未満 | ¥3,870 | ¥387   | ¥774   | ¥1,161 |
|                             |                      |                    |            | 週 4日目以降 | 30 分以上 | ¥6,050 | ¥605   | ¥1,210 | ¥1,815 |
|                             |                      |                    |            |         | 30 分未満 | ¥4,720 | ¥472   | ¥944   | ¥1,416 |

|  |  |                     |         |        |         |      |         |         |         |         |
|--|--|---------------------|---------|--------|---------|------|---------|---------|---------|---------|
|  |  |                     |         | 30 分未満 | ¥4, 720 | ¥472 | ¥944    | ¥1, 416 |         |         |
|  |  | 同一建物、同一日3人以上 9人以下   | 週 3日目まで | 30 分以上 | ¥2, 530 | ¥253 | ¥506    | ¥759    |         |         |
|  |  |                     |         | 30 分未満 | ¥1, 940 | ¥194 | ¥388    | ¥582    |         |         |
|  |  |                     | 週 4日目以降 | 30 分以上 | ¥3, 030 | ¥303 | ¥606    | ¥909    |         |         |
|  |  |                     |         | 30 分未満 | ¥2, 360 | ¥236 | ¥472    | ¥708    |         |         |
|  |  | 同一建物、同一日10人以上 19人以下 | 月20日目まで | 30 分以上 | ¥2, 520 | ¥252 | ¥504    | ¥756    |         |         |
|  |  |                     |         | 30 分未満 | ¥1, 930 | ¥193 | ¥386    | ¥579    |         |         |
|  |  |                     | 月21日目以降 | 30 分以上 | ¥2, 420 | ¥242 | ¥484    | ¥726    |         |         |
|  |  |                     |         | 30 分未満 | ¥1, 830 | ¥183 | ¥366    | ¥549    |         |         |
|  |  | 同一建物、同一日20人以上 49人以下 | 月20日目まで | 30 分以上 | ¥2, 470 | ¥247 | ¥494    | ¥741    |         |         |
|  |  |                     |         | 30 分未満 | ¥1, 890 | ¥189 | ¥378    | ¥567    |         |         |
|  |  |                     | 月21日目以降 | 30 分以上 | ¥2, 370 | ¥237 | ¥474    | ¥711    |         |         |
|  |  |                     |         | 30 分未満 | ¥1, 810 | ¥181 | ¥362    | ¥543    |         |         |
|  |  | 同一建物、同一日50人以上       | 月20日目まで | 30 分以上 | ¥2, 370 | ¥237 | ¥474    | ¥711    |         |         |
|  |  |                     |         | 30 分未満 | ¥1, 810 | ¥181 | ¥362    | ¥543    |         |         |
|  |  |                     | 月21日目以降 | 30 分以上 | ¥2, 270 | ¥227 | ¥454    | ¥681    |         |         |
|  |  |                     |         | 30 分未満 | ¥1, 710 | ¥171 | ¥342    | ¥513    |         |         |
|  |  | 精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)     |         |        |         |      | ¥8, 500 | ¥850    | ¥1, 700 | ¥2, 550 |

| 精神科訪問看護基本療養費の加算    |                  |         | 利用料金        | 1 割  | 2 割     | 3 割     |
|--------------------|------------------|---------|-------------|------|---------|---------|
| 特別地域訪問看護加算         |                  |         | 所定額の 50/100 |      |         |         |
| 精神科緊急訪問看護加算        | 月14日目まで（1日につき）   |         | ¥2, 650     | ¥265 | ¥530    | ¥795    |
|                    | 月15日目以降（1日につき）   |         | ¥2, 000     | ¥200 | ¥400    | ¥600    |
| 長時間精神科訪問看護加算       |                  |         | ¥5, 200     | ¥520 | ¥1, 040 | ¥1, 560 |
| 夜間早朝<br>訪問看護<br>加算 | 同一建物 2人以下        |         | ¥2, 100     | ¥210 | ¥420    | ¥630    |
|                    | 同一建物 3人以上 9人以下   | 月15日目まで | ¥2, 100     | ¥210 | ¥420    | ¥630    |
|                    |                  | 月16日目以降 | ¥1, 900     | ¥190 | ¥380    | ¥570    |
|                    | 同一建物 10人以上 19人以下 | 月15日目まで | ¥1, 800     | ¥180 | ¥360    | ¥540    |
|                    |                  | 月16日目以降 | ¥1, 300     | ¥130 | ¥260    | ¥390    |
|                    | 同一建物 20人以上 49人以下 | 月15日目まで | ¥1, 200     | ¥120 | ¥240    | ¥360    |
|                    |                  | 月16日目以降 | ¥950        | ¥95  | ¥190    | ¥285    |
|                    | 同一建物 50人以上       | 月15日目まで | ¥1, 000     | ¥100 | ¥200    | ¥300    |
| 月16日目以降            |                  | ¥800    | ¥80         | ¥160 | ¥240    |         |

|                     |                              |                  |                  |         |      |         |         |
|---------------------|------------------------------|------------------|------------------|---------|------|---------|---------|
| 深夜訪問<br>看護加算        | 同一建物 2人以下                    |                  | ¥4, 200          | ¥420    | ¥840 | ¥1, 260 |         |
|                     | 同一建物 3人以上 9人以下               | 月15日目まで          | ¥4, 200          | ¥420    | ¥840 | ¥1, 260 |         |
|                     |                              | 月16日目以降          | ¥4, 000          | ¥400    | ¥800 | ¥1, 200 |         |
|                     | 同一建物 10人以上 19人以下             | 月15日目まで          | ¥3, 900          | ¥390    | ¥780 | ¥1, 170 |         |
|                     |                              | 月16日目以降          | ¥2, 300          | ¥230    | ¥460 | ¥690    |         |
|                     | 同一建物 20人以上 49人以下             | 月15日目まで          | ¥2, 100          | ¥210    | ¥420 | ¥630    |         |
|                     |                              | 月16日目以降          | ¥1, 500          | ¥150    | ¥300 | ¥450    |         |
|                     | 同一建物 50人以上                   | 月15日目まで          | ¥1, 800          | ¥180    | ¥360 | ¥540    |         |
| 月16日目以降             |                              | ¥1, 300          | ¥130             | ¥260    | ¥390 |         |         |
| 精神科複<br>数回訪問<br>加算  | 1日2回                         | 同一建物 2人以下        |                  | ¥4, 500 | ¥450 | ¥900    | ¥1, 350 |
|                     |                              | 同一建物 3人以上 9人以下   |                  | ¥4, 000 | ¥400 | ¥800    | ¥1, 200 |
|                     |                              | 同一建物 10人以上 19人以下 |                  | ¥3, 700 | ¥370 | ¥740    | ¥1, 110 |
|                     |                              | 同一建物 20人以上 49人以下 |                  | ¥3, 500 | ¥350 | ¥700    | ¥1, 050 |
|                     |                              | 同一建物 50人以上       |                  | ¥3, 300 | ¥330 | ¥660    | ¥990    |
|                     | 1日3回以上                       | 同一建物 2人以下        |                  | ¥8, 000 | ¥800 | ¥1, 600 | ¥2, 400 |
|                     |                              | 同一建物 3人以上 9人以下   | 月20日目まで          | ¥7, 200 | ¥720 | ¥1, 440 | ¥2, 160 |
|                     |                              |                  | 月21日目以降          | ¥6, 900 | ¥690 | ¥1, 380 | ¥2, 070 |
|                     |                              | 同一建物 10人以上 19人以下 | 月20日目まで          | ¥6, 300 | ¥630 | ¥1, 260 | ¥1, 890 |
|                     |                              |                  | 月21日目以降          | ¥5, 200 | ¥520 | ¥1, 040 | ¥1, 560 |
|                     |                              | 同一建物 20人以上 49人以下 | 月20日目まで          | ¥4, 800 | ¥480 | ¥960    | ¥1, 440 |
|                     |                              |                  | 月21日目以降          | ¥3, 500 | ¥350 | ¥700    | ¥1, 050 |
|                     |                              | 同一建物 50人以上       | 月20日目まで          | ¥4, 100 | ¥410 | ¥820    | ¥1, 230 |
|                     |                              |                  | 月21日目以降          | ¥3, 000 | ¥300 | ¥600    | ¥900    |
| 複数名精<br>神訪問看<br>護加算 | 看護師、保<br>健師、作業<br>療法士の場<br>合 | 1日1回             | 同一建物 2人以下        | ¥4, 500 | ¥450 | ¥900    | ¥1, 350 |
|                     |                              |                  | 同一建物 3人以上 9人以下   | ¥4, 000 | ¥400 | ¥800    | ¥1, 200 |
|                     |                              |                  | 同一建物 10人以上 19人以下 | ¥3, 400 | ¥340 | ¥680    | ¥1, 020 |
|                     |                              |                  | 同一建物 20人以上 49人以下 | ¥3, 000 | ¥300 | ¥600    | ¥900    |
|                     |                              |                  | 同一建物 50人以上       | ¥2, 700 | ¥270 | ¥540    | ¥810    |
|                     |                              | 1日2回             | 同一建物             | ¥9, 000 | ¥900 | ¥1, 800 | ¥2, 700 |

|  |      |        |                  |         |        |        |        |
|--|------|--------|------------------|---------|--------|--------|--------|
|  |      |        | 2人以下             |         |        |        |        |
|  |      |        | 同一建物 3人以上 9人以下   | ¥8,100  | ¥810   | ¥1,620 | ¥2,430 |
|  |      |        | 同一建物 10人以上 19人以下 | ¥6,880  | ¥688   | ¥1,376 | ¥2,064 |
|  |      |        | 同一建物 20人以上 49人以下 | ¥6,070  | ¥607   | ¥1,214 | ¥1,821 |
|  |      |        | 同一建物 50人以上       | ¥5,460  | ¥546   | ¥1,092 | ¥1,638 |
|  |      | 1日3回以上 | 同一建物 2人以下        | ¥14,500 | ¥1,450 | ¥2,900 | ¥4,350 |
|  |      |        | 同一建物 3人以上 9人以下   | ¥13,000 | ¥1,300 | ¥2,600 | ¥3,900 |
|  |      |        | 同一建物 10人以上 19人以下 | ¥11,050 | ¥1,105 | ¥2,210 | ¥3,315 |
|  |      |        | 同一建物 20人以上 49人以下 | ¥9,750  | ¥975   | ¥1,950 | ¥2,925 |
|  |      |        | 同一建物 50人以上       | ¥8,770  | ¥877   | ¥1,754 | ¥2,631 |
|  | 准看護師 | 1日1回   | 同一建物 2人以下        | ¥3,800  | ¥380   | ¥760   | ¥1,140 |
|  |      |        | 同一建物 3人以上 9人以下   | ¥3,400  | ¥340   | ¥680   | ¥1,020 |
|  |      |        | 同一建物 10人以上 19人以下 | ¥2,800  | ¥280   | ¥560   | ¥840   |
|  |      |        | 同一建物 20人以上 49人以下 | ¥2,500  | ¥250   | ¥500   | ¥750   |
|  |      |        | 同一建物 50人以上       | ¥2,200  | ¥220   | ¥440   | ¥660   |
|  |      | 1日2回   | 同一建物 2人以下        | ¥7,600  | ¥760   | ¥1,520 | ¥2,280 |

|  |                  |                  |                  |          |         |         |         |
|--|------------------|------------------|------------------|----------|---------|---------|---------|
|  |                  |                  | 同一建物 3人以上 9人以下   | ¥6, 800  | ¥680    | ¥1, 360 | ¥2, 040 |
|  |                  |                  | 同一建物 10人以上 19人以下 | ¥5, 600  | ¥560    | ¥1, 120 | ¥1, 680 |
|  |                  |                  | 同一建物 20人以上 49人以下 | ¥5, 000  | ¥500    | ¥1, 000 | ¥1, 500 |
|  |                  |                  | 同一建物 50人以上       | ¥4, 400  | ¥440    | ¥880    | ¥1, 320 |
|  |                  | 1日3 回以上          | 同一建物 2人以下        | ¥12, 400 | ¥1, 240 | ¥2, 480 | ¥3, 720 |
|  |                  |                  | 同一建物 3人以上 9人以下   | ¥11, 200 | ¥1, 120 | ¥2, 240 | ¥3, 360 |
|  |                  |                  | 同一建物 10人以上 19人以下 | ¥9, 220  | ¥922    | ¥1, 844 | ¥2, 766 |
|  |                  |                  | 同一建物 20人以上 49人以下 | ¥8, 320  | ¥832    | ¥1, 664 | ¥2, 496 |
|  |                  |                  | 同一建物 50人以上       | ¥7, 240  | ¥724    | ¥1, 448 | ¥2, 172 |
|  | 看護補助者、精神保健福祉士の場合 | 同一建物 2人以下        | ¥3, 000          | ¥300     | ¥600    | ¥900    |         |
|  |                  | 同一建物 3人以上 9人以下   | ¥2, 700          | ¥270     | ¥540    | ¥810    |         |
|  |                  | 同一建物 10人以上 19人以下 | ¥2, 100          | ¥210     | ¥420    | ¥630    |         |
|  |                  | 同一建物 20人以上 49人以下 | ¥1, 900          | ¥190     | ¥380    | ¥570    |         |
|  |                  | 同一建物 50人以上       | ¥1, 600          | ¥160     | ¥320    | ¥480    |         |

| ベースアップ評価料                            | 基本<br>区分 | 1 割  | 2 割  | 3 割  | 継続して賃<br>上げを実施<br>(令和 8 年<br>6 月以降) | 1 割  | 2 割  | 3 割  |
|--------------------------------------|----------|------|------|------|-------------------------------------|------|------|------|
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅰ)                 | ¥1,050   | ¥105 | ¥210 | ¥315 | ¥1,830                              | ¥183 | ¥366 | ¥549 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 1 (スコア 0 以上)    | ¥30      | ¥3   | ¥6   | ¥9   | ¥40                                 | ¥4   | ¥8   | ¥12  |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 2 (スコア 45 以上)   | ¥60      | ¥6   | ¥12  | ¥18  | ¥80                                 | ¥8   | ¥16  | ¥24  |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 3 (スコア 75 以上)   | ¥90      | ¥9   | ¥18  | ¥27  | ¥120                                | ¥12  | ¥24  | ¥36  |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 4 (スコア 105 以上)  | ¥120     | ¥12  | ¥24  | ¥36  | ¥160                                | ¥16  | ¥32  | ¥48  |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 5 (スコア 135 以上)  | ¥150     | ¥15  | ¥30  | ¥45  | ¥200                                | ¥20  | ¥40  | ¥60  |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 6 (スコア 165 以上)  | ¥180     | ¥18  | ¥36  | ¥54  | ¥240                                | ¥24  | ¥48  | ¥72  |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 7 (スコア 195 以上)  | ¥210     | ¥21  | ¥42  | ¥63  | ¥280                                | ¥28  | ¥56  | ¥84  |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 8 (スコア 225 以上)  | ¥240     | ¥24  | ¥48  | ¥72  | ¥320                                | ¥32  | ¥64  | ¥96  |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 9 (スコア 255 以上)  | ¥270     | ¥27  | ¥54  | ¥81  | ¥360                                | ¥36  | ¥72  | ¥108 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 10 (スコア 285 以上) | ¥300     | ¥30  | ¥60  | ¥90  | ¥400                                | ¥40  | ¥80  | ¥120 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 11 (スコア 315 以上) | ¥330     | ¥33  | ¥66  | ¥99  | ¥480                                | ¥48  | ¥96  | ¥144 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 12 (スコア 345 以上) | ¥360     | ¥36  | ¥72  | ¥108 | ¥560                                | ¥56  | ¥112 | ¥168 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 13 (スコア 375 以上) | ¥390     | ¥39  | ¥78  | ¥117 | ¥640                                | ¥64  | ¥128 | ¥192 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 14 (スコア 405 以上) | ¥420     | ¥42  | ¥84  | ¥126 | ¥720                                | ¥72  | ¥144 | ¥216 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 15 (スコア 435 以上) | ¥450     | ¥45  | ¥90  | ¥135 | ¥800                                | ¥80  | ¥160 | ¥240 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 16 (スコア 465 以上) | ¥480     | ¥48  | ¥96  | ¥144 | ¥880                                | ¥88  | ¥176 | ¥264 |

|                                       |        |      |      |      |        |      |      |      |
|---------------------------------------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 17 (スコア 495 以上)  | ¥510   | ¥51  | ¥102 | ¥153 | ¥960   | ¥96  | ¥192 | ¥288 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 18 (スコア 525 以上)  | ¥540   | ¥54  | ¥108 | ¥162 | ¥1,040 | ¥104 | ¥208 | ¥312 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 19 (スコア 555 以上)  | ¥570   | ¥57  | ¥114 | ¥171 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 20 (スコア 585 以上)  | ¥600   | ¥60  | ¥120 | ¥180 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 21 (スコア 615 以上)  | ¥630   | ¥63  | ¥126 | ¥189 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 22 (スコア 645 以上)  | ¥660   | ¥66  | ¥132 | ¥198 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 23 (スコア 675 以上)  | ¥690   | ¥69  | ¥138 | ¥207 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 24 (スコア 705 以上)  | ¥720   | ¥72  | ¥144 | ¥216 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 25 (スコア 735 以上)  | ¥750   | ¥75  | ¥150 | ¥225 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 26 (スコア 765 以上)  | ¥780   | ¥78  | ¥156 | ¥234 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 27 (スコア 795 以上)  | ¥810   | ¥81  | ¥162 | ¥243 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 28 (スコア 825 以上)  | ¥840   | ¥84  | ¥168 | ¥252 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 29 (スコア 855 以上)  | ¥870   | ¥87  | ¥174 | ¥261 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 30 (スコア 885 以上)  | ¥900   | ¥90  | ¥180 | ¥270 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 31 (スコア 915 以上)  | ¥930   | ¥93  | ¥186 | ¥279 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 32 (スコア 945 以上)  | ¥960   | ¥96  | ¥192 | ¥288 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 33 (スコア 975 以上)  | ¥990   | ¥99  | ¥198 | ¥297 |        |      |      |      |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 34 (スコア 1005 以上) | ¥1,020 | ¥102 | ¥204 | ¥306 |        |      |      |      |

|                                       |        |      |      |      |
|---------------------------------------|--------|------|------|------|
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 35 (スコア 1035 以上) | ¥1,050 | ¥105 | ¥210 | ¥315 |
| 訪問看護ベースアップ評価料<br>(Ⅱ) 36 (スコア 1065 以上) | ¥1,080 | ¥108 | ¥216 | ¥324 |

### (1) 自費サービス

医療保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

### (2) 交通費

※通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

|       |          |      |
|-------|----------|------|
| 交 通 費 | 1 km につき | 50 円 |
|-------|----------|------|

### (3) エンゼルケア

|       |          |
|-------|----------|
| 死亡時処置 | 250,00 円 |
|-------|----------|

※介護保険または医療保険において、ターミナルケア加算等が算定できる場合は、別途費用はかかりません。ただし、制度上ターミナルケア加算等の算定ができない場合には、エンゼルケア費用として実費としてご負担いただきます。

なお、実施内容や状況については、事前にご説明のうえ対応いたします。

### (4) キャンセル料金

|                              |              |
|------------------------------|--------------|
| ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合 | 無料           |
| ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合 | 当該基本料金の 100% |

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

ご利用者様は、前項の期限後に訪問看護の利用のキャンセルをした場合は、事業者に対し、重要事項利用料金表記載のキャンセル料を支払うものとします。

ただし、緊急の入院その他やむを得ない事由があったときはこの限りではありません。

## 12. 支払方法

訪問看護のご利用料金は、1か月分をまとめて翌月にお支払いいただきます。請求書は毎月15日以降にお渡しします。支払方法を選択していただきます。現金集金をご選択の方は25日までにお支払い下さい。(例:4月にご利用いただいた分は、5月15日頃に請求書をお渡しし、5月25日までにお支払いいただきます)口座振替ご選択の方は、毎月26日が引き落とし日ですので前日までにご入金ください。

ただし、26日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日（次の平日）に引き落とされます。

①現金集金 ②口座振替

上記方法での支払いが困難な場合はご相談ください。

### 13. 衛生管理及び従事者の健康管理等

- (1) 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

### 14. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意して下さい。
- (2) 体調に異変があった場合は、速やかに申し出て下さい。

### 15. 緊急時等における対応方法

- (1) 看護師等は、現に指定訪問看護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡及び緊急連絡先への連絡等の必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

### 16. 感染症対策

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 訪問看護師等及び事業者の使用する者に対し、感染防止委員会の指導に基づき、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を周知すること
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
- (3) 訪問看護師等及び事業者の使用する者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

### 17. 事業継続計画の策定等について

- 1. 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2. 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 18. 身体の拘束等

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を備えます。

(3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

(4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的実施します。

## 19. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

1. 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. 従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
4. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 20. ハラスメントの防止について

事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント（利用者やその家族等から受けるものも含む）の防止に向け取り組みます。

職場内において行われる優越的な関係を拝啓とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった） 行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- ③ 性的言動、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為

上記は、当事業所職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族などが対象となります。

マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。

職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、看護・介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 21. 苦情処理

- (1) サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。

【常設窓口】 TEL：0879-49-5010/FAX0879-49-5011

【受付時間】 午前9時～午後17時

【担当者】 川島 友生

- (2) 事業所は提供したサービスに関し、介護保険法 第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(3) 事業所は提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(4) 介護保険では、サービス等についての苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられておりサービス事業者・居宅介護支援事業者・市町村・国保連合会等の各主体が利用者からの苦情への対応を行っています。苦情・相談等がある場合には、下記の窓口にご連絡ください

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 香川県医療政策課  | TEL 087-832-3333  |
| 高松市保健所    | TEL 0878-39-2860  |
| 東讃保険福祉事務所 | TEL 0879-29-8260  |
| 中讃保険福祉事務所 | TEL 0877-247-9962 |

## 22. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) 従事者が得た利用者の個人情報については、サービス担当者会議・事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- (3) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (4) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

## 23. 損害賠償

利用者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。当事業所では、訪問看護サービス提供中において、万が一の事故等により利用者様または第三者に損害を与えた場合に備え、以下の損害賠償責任保険に加入しております。

保険名称：ステーション賠償責任保険（あんしん総合保険制度 ベーシックプラン）

契約団体：公益財団法人 日本訪問看護財団

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 24. サービスの利用の開始・中止・変更・追加等

- (1) 訪問看護計画書作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します（居宅サービス計画書の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい）。
- (2) 利用者は、契約期間中であっても、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- (3) 事業所の都合により、サービスが受けられなかった場合は、他の利用可能期間又は日時を利用者に改めて連絡します。

- (4) 利用者が利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、督促後も10日以内に支払われない場合又は利用者が正当な事由がなく再三サービスの中止を繰り返した場合、ならびに利用者やその家族等が事業所の職員等に対して、本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で通知することにより契約を解約して終了することがあります。

## 25. (反社会的勢力の排除)

- 1 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約する。
  - (1) 次に掲げる事項に該当しないこと
    - イ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
    - ロ 役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
  - (2) 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと
  - (3) 不当な要求行為をしないこと
  - (4) その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるときの行為
- 2 甲及び乙は、相手方が前項に掲げる事項に違反した場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。
- 3 前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

## 26. その他運営に関する留意事項

- (1) 事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を、次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証・整備を行います。
  - ①採用時研修 採用後 3ヶ月以内
  - ②継続研修 1年3回
- (2) 事業所は、以下のサービスに関する記録を整備し、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に準じて、その完結の日から5年間保存するものとします。
  - ①主治医による指示の文書（第69条第2項）
  - ②訪問看護計画書
  - ③訪問看護報告書
  - ④提供した具体的なサービスの内容等の記録（第19条第2項）
  - ⑤市町村への通知に係る記録（第26条）
  - ⑥苦情の内容等の記録（第36条第2項）
  - ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（第37条第2項）

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の提供の開始に際し、上記内容の重要事項の説明及び訪問看護サービスの料金表と加算の説明を受け、貴訪問看護ステーション 24 時間連絡体制により 緊急時の場合の電話相談又は訪問看護を利用するため、24 時間対応体制加算を算定することに同意します。

年 月 日

説明責任者氏名

管理者 川島 友生

〒769-2312

さぬき市造田是弘 770 番地 8

ヴィラナリー長尾 2 号棟 201

T E L 0879-49-5010

F A X 0879-49-5011

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の提供の開始に際し、上記内容の重要事項の説明を 受けました。

利用者住所

利用者氏名

ご家族住所

ご家族氏名

利用者とのご関係



## 個人情報保護に関する同意書

1. 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
2. 従事者が得た利用者の個人情報については、サービス担当者会議・事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。
3. 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
4. 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。
5. 専門職として医療・保健・福祉等の幅広い領域において、対象者個々の疾患や障害特性に応じたさまざまな看護を実践しています。こうした実践から得られた事例を、各領域における学術研修会等で報告させていただくことがあります。これによって、個人が特定されることはありません。また、協力いただく場合、事前に説明し同意を得ることといたします。

利用者住所

---

利用者氏名

⑩

ご家族住所

---

ご家族氏名

⑩

利用者とのご関係

---



# 契 約 書

(契約の目的)

## 第 1 条

1. 訪問看護ステーション（以下「乙」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護事業（以下「サービス」という。）を提供します。
2. 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、利用料自己負担分を支払います。

(契約の期間)

## 第 2 条

1. この契約期間は、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日からとします。
2. 上記契約期間満了日の 1 週間以上前に甲から更新解除の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。
3. 甲から更新解除の意思が表示された場合は、担当の介護支援専門員等に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(居宅サービス計画変更の援助)

## 第 3 条

乙は、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

(サービス内容の変更)

## 第 4 条

甲は、いつでもサービスの内容の変更を申し出ることができます。乙は甲から申し出があった場合、第 1 条に規定するサービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

## 第 5 条

乙は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

(甲の解約権)

## 第 6 条

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合には、1 週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(甲の解除権)

## 第 7 条

1. 甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 乙が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、甲の請求にも関わらず、これを提供しようとししない場合
- 二 乙が、第 13 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は、著しく不信行為を行うなど、本契約を継続し難い重大な事由が認められたとき

(乙の解除権)

#### 第 8 条

1. 乙は、甲が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにも かかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目標を達することが著しく困難となった ときは、文書により、1 ヶ月以上の予告期間をもってこの契約を解除します。
2. 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(利用料金の支払い方法)

#### 第 9 条

毎月、前月分を 当月中旬頃に請求します。支払方法を選択していただき、現金集金をご選択の方は 25 日までにお支払い下さい。口座振替をご選択の場合は 26 日が引き落とし日ですので前日までにご入金 ください。

- ① 現金集金    ② 口座振替

上記の方法での支払いが困難な場合はご相談ください。

(利用料の滞納)

#### 第 10 条

1. 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を 3 ヶ月以上滞納した場合には、乙は甲に対し、10 日以上を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
2. 乙は、前項の催告をした場合には、甲担当の介護支援専門員と連絡を取り、必要な措置を講じます。
3. 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第 1 項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文章をもってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

#### 第 11 条

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 第 6 条に基づき、甲から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 二 第 7 条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされたとき
- 三 第 8 条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 四 甲が、入院又は介護保健施設へ入所した場合
- 五 甲が、死亡したとき

(損害賠償)

第 12 条

1. 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。第 13 条に定める個人情報の保護に違反した場合も同様とします。但し、甲に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
2. 乙は、前項の損害賠償責任を履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合) 乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

- 一 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 甲が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 甲の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 甲が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

乙は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(個人情報の保護)

第 13 条

1. 甲の、個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
2. 乙が得た甲の個人情報については、サービス担当者会議・事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて甲又はその代理人の了解を得ます。
3. 乙は、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持します。
4. 従事者であった者に、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

(苦情処理)

第 14 条

1. 甲又はその家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
2. 乙は、甲に提供したサービスについて甲又はその家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速、適切に対応し、サービスの向上・改善に努めます。

3. 乙は、甲が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録・保存)

#### 第 15 条

1. 乙は、甲に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日・内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記録します。
2. 乙は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記録し、甲に説明の上、提出します。
3. 乙は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
4. 甲は、乙に対し、いつでも書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、乙は甲に対して、実費当額を請求できるものとします。

(裁判管轄)

#### 第 16 条

甲と乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟になる場合は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(契約外条項)

#### 第 17 条

本契約に定めない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。本契約を証するため、甲乙は、署名または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(甲)私は、この契約書に基づく指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の利用を申し込みます。

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族住所 \_\_\_\_\_

ご家族氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者とのご関係 \_\_\_\_\_

(乙)私は、事業者として、甲の申し込みを受託し、この契約書に定める指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業を、誠実に責任をもって行います。

訪問看護 しずく  
管理者 川島 友生 印

〒769-2312  
香川県さぬき市造田是弘 770 番地 8  
ヴィラナリー長尾 2 号棟 201  
T E L 0879-49-5010      F A X 0879-49-5011